

第21号議案

品川区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

第22号議案

品川区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

指定地域密着型サービスおよび指定地域密着型介護予防サービスの基準等を定める厚生労働省令が改正されたことに伴い、基準を見直すほか必要な規定整備を行う。

2 改正の内容 ※新旧対照表 資料1および資料2のとおり

(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

①オペレーターに係る基準の見直し等 (資料1第6条・第32条)

- ・オペレーターの資格要件を変更する。
- ・日中の利用者へのサービス提供に支障がない場合のオペレーターの兼務を認める。
- ・複数事業所のオペレーターの集約を全時間帯を通して認める。

②介護・医療連携推進会議の開催頻度の変更 (資料1第39条)

他の宿泊を伴わないサービス（地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護）にあわせて、年4回から年2回とする。

③地域へのサービス提供の推進 (資料1第39条)

正当な理由がある場合を除き、地域の利用者に対してもサービス提供を行わなければならないことを明確化する。

(2) 夜間対応型訪問介護

・オペレーターに係る基準の見直し (資料1第47条)

オペレーターの資格要件を変更する。

(3) 地域密着型通所介護

①共生型地域密着型通所介護（新設）(資料1第2条・第59条の20の2と20の3)

障害福祉制度における生活介護、自立訓練、児童発達支援または放課後等デイサービスの指定を受けた事業所を共生型地域密着型通所介護として指定する際の基準を設ける。

②療養通所介護 (資料1第59条の25)

サービスの提供にあたり常時看護師による観察が必要な者を対象とした療養通所介護事業所の定員の上限を9人から18人に引き上げ、共生型サービスに向けた取組を推進する。

(4) 認知症対応型通所介護

・定員数の見直し (資料1第65条・資料2第9条)

ユニット型の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護における利用定員数

を1ユニット当たりユニットの入居者と合わせて12人以下に見直す。

(5) 認知症対応型共同生活介護

- ①身体拘束等の適正化（資料1第117条・資料2第78条）

身体的拘束は利用者または他の利用者等の生命・身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き禁止されているが、適正化を図る観点から指針の整備・職員への研修の機会の確保等を定める。

(6) 地域密着型特定施設入所者生活介護

- ①身体拘束等の適正化（資料1第138条）

認知症対応型共同生活介護と同様に指針の整備・職員への研修の機会の確保等を定める。

- ②療養病床等から転換する場合の特例（資料1制定付則第6項・第7項）

療養病床等を有する病院等から医療機関併設型の地域密着型特定施設へ転換する場合に配置する生活相談員・機能訓練指導員・計画作成担当者の員数および設備基準の特例を設ける。

(7) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

- ①入所者の医療ニーズへの対応（資料1第165条の2・168条・186条）

入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ配置医師による対応その他の方法による対応方針を定めなければならないことを義務付ける。

- ②身体拘束等の適正化（資料1第157条・第182条）

認知症対応型共同生活介護と同様に指針の整備・職員への研修の機会の確保等を定める。

(8) 看護小規模多機能型居宅介護

- ①指定に関する基準の緩和（資料1第195条・第205条）

サービス供給量を増やすため、病床を有する診療所の開設および病床の兼用を認める。

- ②サテライト型事業所の創設（資料1第191条・192条・194条・199条）

サービス提供体制を維持できるように配慮しつつ、サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所の基準を創設する。

(9) その他文言・規定の整備

- ①居宅介護支援事業の指定権限移管に関する規定整備（資料1第14条・第93条）

平成30年4月1日から居宅介護支援事業の指定に関する権限が都道府県から区市町村に移管されることに伴う規定整備を行う。【参考：第24号議案】

- ②介護医療院の創設による規定整備（資料1第6条ほか・資料2第5条ほか）

医療と介護の複合的ニーズに対応する施設として、平成30年4月1日から介護医療院が創設されることに伴う規定整備を行う。

(10) その他の改正

以上の改正に伴う規定整備および文言の整理を行う。

3 施行期日

平成30年4月1日

新旧対照表

○品川区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営の基準等に関する条例

新	旧
<p>目次</p> <p>(第1章から第3章まで省略)</p> <p>第3章の2 地域密着型通所介護</p> <p>第1節 基本方針(第59条の2)</p> <p>第2節 人員に関する基準(第59条の3・第59条の4)</p> <p>第3節 設備に関する基準(第59条の5)</p> <p>第4節 運営に関する基準(第59条の6—第59条の20)</p> <p><u>第5節 共生型地域密着型サービスに関する基準(第59条の20の2・第59条の20の3)</u></p> <p><u>第6節 指定療養通所介護の事業の基本方針ならびに人員、設備および運営に関する基準</u></p> <p>(第1款から第4款まで省略)</p> <p>(第4章から第10章まで省略)</p> <p>付則</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(第1号から第6号まで省略)</p> <p><u>(7) 共生型地域密着型サービス 法第78条の2の2第1項の申請に係る法第42条の2第1項本文の指定を受けた者による指定地域密着型サービスをいう。</u></p> <p><u>(8) 常勤換算方法 当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。</u></p> <p>(定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数)</p> <p>第6条 (第1項省略)</p> <p>2 オペレーターは、看護師、介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者(以下この章において「看護師、介護福祉士等」という。)をもって充てなければ</p>	<p>目次</p> <p>(第1章から第3章まで省略)</p> <p>第3章の2 地域密着型通所介護</p> <p>第1節 基本方針(第59条の2)</p> <p>第2節 人員に関する基準(第59条の3・第59条の4)</p> <p>第3節 設備に関する基準(第59条の5)</p> <p>第4節 運営に関する基準(第59条の6—第59条の20)</p> <p><u>第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針ならびに人員、設備および運営に関する基準</u></p> <p>(第1款から第4款まで省略)</p> <p>(第4章から第10章まで省略)</p> <p>付則</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(第1号から第6号まで省略)</p> <p><u>(7) 常勤換算方法 当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。</u></p> <p>(定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数)</p> <p>第6条 (第1項省略)</p> <p>2 オペレーターは、看護師、介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者(以下この章において「看護師、介護福祉士等」という。)をもって充てなければ</p>

新	旧
<p>ばならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合であって、提供時間帯を通じて、看護師、介護福祉士等または第1項第4号アの看護職員との連携を確保しているときは、サービス提供責任者（東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第111号。以下「都指定居宅サービス等基準条例」という。）第8条第3項のサービス提供責任者をいう。以下同じ。）の業務に<u>1年以上（特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるものにあつては、3年以上）</u>従事した経験を有する者をもって充てることができる。</p>	<p>ばならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合であって、提供時間帯を通じて、看護師、介護福祉士等または第1項第4号アの看護職員との連携を確保しているときは、サービス提供責任者（東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第111号。以下「都指定居宅サービス等基準条例」という。）第8条第3項のサービス提供責任者をいう。以下同じ。）の業務に<u>3年以上</u>従事した経験を有する者をもって充てることができる。</p>
<p>（第3項および第4項省略）</p> <p>5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に<u>次</u>に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。</p>	<p>（第3項および第4項省略）</p> <p>5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に<u>次の各号</u>に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、<u>午後6時から午前8時までの間において</u>、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。</p>
<p>（第1号から第11号まで省略）</p> <p><u>(12) 介護医療院</u></p> <p>（第6項省略）</p>	<p>（第1号から第11号まで省略）</p> <p>（第6項省略）</p>
<p>7 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者に対する随時対応サービスの提供に支障がない場合は、第4項本文および前項の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。</p>	<p>7 <u>午後6時から午前8時までの間は</u>、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者に対する随時対応サービスの提供に支障がない場合は、第4項本文および前項の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。</p>
<p>8 前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに従事している場合において、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、第1項の規定にかかわらず、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。</p>	<p>8 前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに従事している場合において、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、第1項の規定にかかわらず、<u>午後6時から午前8時までの間は</u>、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。</p>
<p>（第9項から第11項まで省略）</p>	<p>（第9項から第11項まで省略）</p>
<p>12 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が指定訪問看護事業者（都指定居宅サービス等基準条例第64条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業と指定訪問看護（都指定居宅サービス等基準条例第63条に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合に、都指定居宅サービス等基準条例第64条第1項第1号イに規定する人員に関する基準を満たすとき（同条第4項の規</p>	<p>12 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が指定訪問看護事業者（都指定居宅サービス等基準条例第64条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業と指定訪問看護（都指定居宅サービス等基準条例第63条に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合に、都指定居宅サービス等基準条例第64条第1項第1号イに規定する人員に関する基準を満たすとき（同条第4項の規</p>

新	旧
<p>定により同条第1項第1号イおよび第2号に規定する基準を満たしているものとみなされているときおよび<u>第191条第14項</u>の規定により同条第4項に規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。)は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、第1項第4号アに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>(心身の状況等の把握)</p> <p>第14条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、計画作成責任者による利用者の面接によるほか、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議 (<u>品川区指定居宅介護支援等の事業の人員および運営の基準等に関する条例(平成30年品川区条例第 号。以下「指定居宅介護支援等基準条例」という。)</u> <u>第15条第9号</u>に規定するサービス担当者会議をいう。以下この章、第59条の6、第59条の28および第59条の29において同じ。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービスまたは福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第32条 (第1項および第2項省略)</p> <p>3 前項本文の規定にかかわらず、随時対応サービスについては、区長が地域の実情を勘案して適切と認める範囲内において、複数の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所との間の契約に基づき、当該複数の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者またはその家族等からの通報を受けることができる。</p> <p>(第4項省略)</p> <p>(掲示)</p> <p>第34条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</p>	<p>定により同条第1項第1号イおよび第2号に規定する基準を満たしているものとみなされているときおよび<u>第191条第10項</u>の規定により同条第4項に規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。)は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、第1項第4号アに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>(心身の状況等の把握)</p> <p>第14条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、計画作成責任者による利用者の面接によるほか、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議 (<u>東京都指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例(平成26年東京都条例第52号。以下「都指定居宅介護支援等基準条例」という。)</u> <u>第20条第8号</u>に規定するサービス担当者会議をいう。以下この章、第59条の6、第59条の28および第59条の29において同じ。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービスまたは福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第32条 (第1項および第2項省略)</p> <p>3 前項本文の規定にかかわらず、<u>午後6時から午前8時までの間に行われる</u>随時対応サービスについては、区長が地域の実情を勘案して適切と認める範囲内において、複数の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所との間の契約に基づき、当該複数の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者またはその家族等からの通報を受けることができる。</p> <p>(第4項省略)</p> <p>(掲示)</p> <p>第34条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</p>

新	旧
<p>(地域との連携等)</p> <p>第39条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域の医療関係者、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が所在する区の職員または当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「介護・医療連携推進会議」という。）を設置し、おおむね<u>6月</u>に1回以上、介護・医療連携推進会議に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供状況等を報告し、介護・医療連携推進会議による評価を受けるとともに、介護・医療連携推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</p> <p>(第2項および第3項省略)</p> <p>4 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する場合には、<u>正当な理由がある場合を除き</u>、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を<u>行わなければならない</u>。</p> <p>(訪問介護員等の員数)</p> <p>第47条 (第1項省略)</p> <p>2 オペレーターは、看護師、介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者をもって充てなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合であつて、指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて、これらの者との連携を確保しているときは、<u>1年以上(特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるものにあつては、3年以上)</u> サービス提供責任者の業務に従事した経験を有する者をもって充てることができる。</p> <p>(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)</p> <p>第59条の9 (第1項柱書き省略)</p> <p>(第1号から第3号まで省略)</p> <p>(4) <u>地域密着型通所介護従業者</u>は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者またはその家族に対し、サービ</p>	<p>(地域との連携等)</p> <p>第39条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域の医療関係者、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が所在する区の職員または当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「介護・医療連携推進会議」という。）を設置し、おおむね<u>3月</u>に1回以上、介護・医療連携推進会議に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供状況等を報告し、介護・医療連携推進会議による評価を受けるとともに、介護・医療連携推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</p> <p>(第2項および第3項省略)</p> <p>4 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を<u>行うよう努めなければならない</u>。</p> <p>(訪問介護員等の員数)</p> <p>第47条 (第1項省略)</p> <p>2 オペレーターは、看護師、介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者をもって充てなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合であつて、指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて、これらの者との連携を確保しているときは、<u>3年以上</u> サービス提供責任者の業務に従事した経験を有する者をもって充てることができる。</p> <p>(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)</p> <p>第59条の9 (第1項柱書き省略)</p> <p>(第1号から第3号まで省略)</p> <p>(4) <u>指定地域密着型通所介護従業者</u>は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者またはその家族に対し、サービ</p>

新	旧
<p>スの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。 (第5号および第6号省略) (地域密着型通所介護計画の作成) 第59条の10 (第1項から第4項省略) 5 <u>地域密着型通所介護従業者</u>は、それぞれの利用者について、地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況および目標の達成状況の記録を行う。</p> <p>(準用) 第59条の20 (省略) <u>第5節 共生型地域密着型サービスに関する基準</u> <u>(共生型地域密着型通所介護の基準)</u> <u>第59条の20の2 地域密着型通所介護に係る共生型地域密着型サービス (以下この条および次条において「共生型地域密着型通所介護」という。)の事業を行う指定生活介護事業者 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準 (平成18年厚生労働省令第171号。以下この条において「指定障害福祉サービス等基準」という。) 第78条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。)、指定自立訓練 (機能訓練) 事業者 (指定障害福祉サービス等基準第156条第1項に規定する指定自立訓練 (機能訓練) 事業者をいう。)、指定自立訓練 (生活訓練) 事業者 (指定障害福祉サービス等基準第166条第1項に規定する指定自立訓練 (生活訓練) 事業者をいう。)、指定児童発達支援事業者 (児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準 (平成24年厚生労働省令第15号。以下この条において「指定通所支援基準」という。) 第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業者をいい、主として重症心身障害児 (児童福祉法 (昭和22年法律第164号) 第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下この条において同じ。) を通わせる事業所において指定児童発達支援 (指定通所支援基準第4条に規定する指定児童発達支援をいう。第1号において同じ。) を提供する事業者を除く。) および指定放課後等デイサービス事業者 (指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい、主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス (指定通所支援基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。) を提供する事業者を除く。) が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。</u></p>	<p>スの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。 (第5号および第6号省略) (地域密着型通所介護計画の作成) 第59条の10 (第1項から第4項省略) 5 <u>指定地域密着型通所介護従業者</u>は、それぞれの利用者について、地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況および目標の達成状況の記録を行う。</p> <p>(準用) 第59条の20 (省略)</p>

新	旧
<p><u>(1) 指定生活介護事業所（指定障害福祉サービス等基準第78条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業所（指定障害福祉サービス等基準第156条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業所（指定障害福祉サービス等基準第166条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所をいう。）、指定児童発達支援事業所（指定通所支援基準第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。）または指定放課後等デイサービス事業所（指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。）（以下この号において「指定生活介護事業所等」という。）の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所等が提供する指定生活介護（指定障害福祉サービス等基準第77条に規定する指定生活介護をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）（指定障害福祉サービス等基準第155条に規定する指定自立訓練（機能訓練）をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）（指定障害福祉サービス等基準第165条に規定する指定自立訓練（生活訓練）をいう。）、指定児童発達支援または指定放課後等デイサービス（以下この号において「指定生活介護等」という。）の利用者の数を指定生活介護等の利用者および共生型地域密着型通所介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。</u></p> <p><u>(2) 共生型地域密着型通所介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定地域密着型通所介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。</u></p> <p><u>(準用)</u></p> <p><u>第59条の20の3 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条、第53条および第59条の2、第59条の4、第59条の5第4項ならびに前節（第59条の20を除く。）の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第59条の12に規定する運営規程をいう。第34条において同じ。）」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。）」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の5第4項中「前項ただし書の</u></p>	

新	旧
<p><u>場合（指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間および深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）</u>とあるのは「<u>共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間および深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合</u>」と、第59条の9第4号、第59条の10第5項および第59条の13第3項中「<u>地域密着型通所介護従業者</u>」とあるのは「<u>共生型地域密着型通所介護従業者</u>」と、第59条の19第2項第2号中「<u>次条において準用する第20条第2項</u>」とあるのは「<u>第20条第2項</u>」と、同項第3号中「<u>次条において準用する第28条</u>」とあるのは「<u>第28条</u>」と、同項第4号中「<u>次条において準用する第38条第2項</u>」とあるのは「<u>第38条第2項</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>第6節 指定療養通所介護の事業の基本方針ならびに人員、設備および運営に関する基準</p> <p>(利用定員)</p> <p>第59条の25 指定療養通所介護事業所は、その利用定員（当該指定療養通所介護事業所において同時に指定療養通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。）を<u>18人</u>以下とする。</p> <p>(内容および手続の説明および同意)</p> <p>第59条の27 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者またはその家族に対し、第59条の34に規定する<u>重要事項に関する規程</u>の概要、療養通所介護従業者の勤務の体制、第59条の32第1項に規定する利用者ごとに定めた緊急時等の対応策、主治の医師および第59条の35第1項に規定する緊急時対応医療機関との連絡体制ならびにその他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</p> <p>(第2項省略)</p> <p>(運営規程)</p> <p>第59条の34 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p>	<p>第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針ならびに人員、設備および運営に関する基準</p> <p>(利用定員)</p> <p>第59条の25 指定療養通所介護事業所は、その利用定員（当該指定療養通所介護事業所において同時に指定療養通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。）を<u>9人</u>以下とする。</p> <p>(内容および手続の説明および同意)</p> <p>第59条の27 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者またはその家族に対し、第59条の34に規定する<u>運営規程</u>の概要、療養通所介護従業者の勤務の体制、第59条の32第1項に規定する利用者ごとに定めた緊急時等の対応策、主治の医師および第59条の35第1項に規定する緊急時対応医療機関との連絡体制ならびにその他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</p> <p>(第2項省略)</p> <p>(運営規程)</p> <p>第59条の34 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p>

新	旧
<p>(第1号から第9号省略)</p> <p>(準用)</p> <p>第59条の38 第10条から第13条まで、第16条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条、第59条の7(第3項第2号を除く。)、第59条の8および第59条の13から第59条の18までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、第34条中「<u>運営規程</u>」とあるのは「<u>第59条の34に規定する重要事項に関する規程</u>」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第59条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「療養通所介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「12月」と、同条第3項中「当たっては」とあるのは「当たっては、利用者の状態に応じて」と、第59条の18第4項中「第59条の5第4項」とあるのは「第59条の26第4項」と読み替えるものとする。</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第61条 単独型指定認知症対応型通所介護(特別養護老人ホーム等(特別養護老人ホーム(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)、同法第20条の4に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>、社会福祉施設または特定施設に併設されていない事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。))の事業を行う者および併設型指定認知症対応型通所介護(特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の事業を行う者(以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所」という。)ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。</p> <p>(第1号から第3号まで省略)</p> <p>(第2項から第7項まで省略)</p> <p>(利用定員等)</p> <p>第65条 共用型指定認知症対応型通所介護事業所の利用定員(当該共用型指定</p>	<p>(準用)</p> <p>第59条の38 第10条から第13条まで、第16条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条、第59条の7(第3項第2号を除く。)、第59条の8および第59条の13から第59条の18までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第59条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「療養通所介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「12月」と、同条第3項中「当たっては」とあるのは「当たっては、利用者の状態に応じて」と、第59条の18第4項中「第59条の5第4項」とあるのは「第59条の26第4項」と読み替えるものとする。</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第61条 単独型指定認知症対応型通所介護(特別養護老人ホーム等(特別養護老人ホーム(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)、同法第20条の4に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、社会福祉施設または特定施設に併設されていない事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。))の事業を行う者および併設型指定認知症対応型通所介護(特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の事業を行う者(以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所」という。)ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。</p> <p>(第1号から第3号まで省略)</p> <p>(第2項から第7項まで省略)</p> <p>(利用定員等)</p> <p>第65条 共用型指定認知症対応型通所介護事業所の利用定員(当該共用型指定</p>

新	旧
<p>認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。)は、指定認知症対応型共同生活介護事業所または指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居(法第8条第20項または法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。)ごとに、指定地域密着型特定施設または指定地域密着型介護老人福祉施設(ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。)を除く。)においては施設ごとに1日当たり3人以下とし、<u>ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が1日当たり12人以下となる数</u>とする。</p> <p>2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス(法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。)、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。)、指定介護予防サービス(法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。)、指定地域密着型介護予防サービス(法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。)もしくは指定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。)の事業または介護保険施設(法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。)もしくは指定介護療養型医療施設の運営(第82条第7項および第191条第8項において「指定居宅サービス事業等」という。)について3年以上の経験を有する者でなければならない。</p> <p>1・2項…一部改正〔平成27年条例20号・28年20号〕</p> <p>(従業者の員数等)</p> <p>第82条 指定小規模多機能型居宅介護の事業を行う者(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所」という。)ごとに置くべき指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者(以下「小規模多機能型居宅介護従業者」という。)の員数は、夜間および深夜の時間帯以外の時間帯に指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、常勤換算方法で、通いサービス(登録者(指定小規模多機能型居宅介護を利用</p>	<p>認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。)は、指定認知症対応型共同生活介護事業所または指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居(法第8条第20項または法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。)ごとに、指定地域密着型特定施設または指定地域密着型介護老人福祉施設においては施設ごとに1日当たり3人以下とする。</p> <p>2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス(法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。)、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。)、指定介護予防サービス(法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。)、指定地域密着型介護予防サービス(法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。)もしくは指定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。)の事業または介護保険施設(法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。)もしくは指定介護療養型医療施設の運営(第62条第7項において「指定居宅サービス事業等」という。)について3年以上の経験を有する者でなければならない。</p> <p>1・2項…一部改正〔平成27年条例20号・28年20号〕</p> <p>(従業者の員数等)</p> <p>第82条 指定小規模多機能型居宅介護の事業を行う者(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所」という。)ごとに置くべき指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者(以下「小規模多機能型居宅介護従業者」という。)の員数は、夜間および深夜の時間帯以外の時間帯に指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、常勤換算方法で、通いサービス(登録者(指定小規模多機能型居宅介護を利用</p>

新	旧
<p>するために指定小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた者をいう。以下この章において同じ。)を指定小規模多機能型居宅介護事業所に通わせて行う小規模多機能型居宅介護をいう。以下この章において同じ。)の提供に当たる者をその利用者(当該指定小規模多機能型居宅介護事業者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型介護予防サービス基準条例第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下この章において同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定小規模多機能型居宅介護の事業と指定介護予防小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型介護予防サービス基準条例第43条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下この章において同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定小規模多機能型居宅介護または指定介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者。以下この節および次節において同じ。)の数が3またはその端数を増すごとに1以上および訪問サービス(小規模多機能型居宅介護従業者が登録者の居宅を訪問し、当該居宅において行う小規模多機能型居宅介護(第7項に規定する本体事業所である指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定小規模多機能型居宅介護を、同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所に係る同項に規定する本体事業所ならびに当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所および第191条第8項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所)の登録者の居宅において行う指定小規模多機能型居宅介護を含む。)をいう。以下この章において同じ。)の提供に当たる者を1以上とし、夜間および深夜の時間帯を通じて指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、夜間および深夜の勤務(夜間および深夜の時間帯に行われる勤務(宿直勤務を除く。))をいう。第5項において同じ。)に当たる者を1以上および宿直勤務に当たる者を当該宿直勤務に必要な数以上とする。</p> <p>(第2項から第5項まで省略)</p> <p>6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲</p>	<p>するために指定小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた者をいう。以下この章において同じ。)を指定小規模多機能型居宅介護事業所に通わせて行う小規模多機能型居宅介護をいう。以下この章において同じ。)の提供に当たる者をその利用者(当該指定小規模多機能型居宅介護事業者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型介護予防サービス基準条例第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下この章において同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定小規模多機能型居宅介護の事業と指定介護予防小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型介護予防サービス基準条例第43条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下この章において同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定小規模多機能型居宅介護または指定介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者。以下この節および次節において同じ。)の数が3またはその端数を増すごとに1以上および訪問サービス(小規模多機能型居宅介護従業者が登録者の居宅を訪問し、当該居宅において行う小規模多機能型居宅介護(第7項に規定する本体事業所である指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定小規模多機能型居宅介護を、同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所に係る同項に規定する本体事業所および当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定小規模多機能型居宅介護を含む。)をいう。以下この章において同じ。)の提供に当たる者を1以上とし、夜間および深夜の時間帯を通じて指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、夜間および深夜の勤務(夜間および深夜の時間帯に行われる勤務(宿直勤務を除く。))をいう。第5項において同じ。)に当たる者を1以上および宿直勤務に当たる者を当該宿直勤務に必要な数以上とする。</p> <p>(第2項から第5項まで省略)</p> <p>6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲</p>

新			旧		
<p>げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p>			<p>げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p>		
<p>当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合</p>	<p>指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、<u>指定介護療養型医療施設</u>（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）<u>または介護医療院</u></p>	<p>介護職員</p>	<p>当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合</p>	<p>指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設<u>または指定介護療養型医療施設</u>（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）</p>	<p>介護職員</p>
<p>当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合</p>	<p>前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定地域密着型通所介護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設または介護老人保健施設</p>	<p>看護師または准看護師</p>	<p>当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合</p>	<p>前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定地域密着型通所介護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設または介護老人保健施設</p>	<p>看護師または准看護師</p>
<p>7 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療または福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定小規模多機能型居宅介護事業者または指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定小規模多機能型居宅介護事業所または指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下「<u>この章において</u>」本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）に置くべき訪問サービスの提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、1人以上とすることができる。 (第8項から第13項まで省略)</p>			<p>7 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療または福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定小規模多機能型居宅介護事業者または指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定小規模多機能型居宅介護事業所または指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）に置くべき訪問サービスの提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、1人以上とすることができる。 (第8項から第13項まで省略)</p>		

新	旧
<p>(管理者)</p> <p>第83条 (第1項および第2項省略)</p> <p>3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（第193条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）等の従業者または訪問介護員等（介護福祉士または法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第111条第2項、第112条および第193条において同じ。）として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。</p>	<p>(管理者)</p> <p>第83条 (第1項および第2項省略)</p> <p>3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（第193条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）等の従業者または訪問介護員等（介護福祉士または法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第111条第2項、第112条および第193条において同じ。）として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。</p>
<p>(指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者)</p> <p>第84条 指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者、訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者または保健医療サービスもしくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。</p>	<p>(指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者)</p> <p>第84条 指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者、訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者または保健医療サービスもしくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。</p>
<p>(心身の状況等の把握)</p> <p>第87条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護支援専門員（第82条第12項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、本体事業所の介護支援専門員。以下この条および第93条において同じ。）が開催するサービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等（法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）の担当者を召集して行う会議をいう。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービスまたは福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p>	<p>(心身の状況等の把握)</p> <p>第87条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護支援専門員（第82条第12項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、本体事業所の介護支援専門員。以下この条および第93条において同じ。）が開催するサービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等（法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）の担当者を召集して行う会議をいう。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービスまたは福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p>

新	旧
<p>(居宅サービス計画の作成)</p> <p>第93条 指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、介護支援専門員に、登録者の居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。</p> <p>2 介護支援専門員は、前項に規定する居宅サービス計画の作成に当たっては、<u>指定居宅介護支援等基準条例第15条各号</u>に掲げる<u>具体的取扱方針</u>に沿って行うものとする。</p>	<p>(居宅サービス計画の作成)</p> <p>第93条 指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、介護支援専門員に、登録者の居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。</p> <p>2 介護支援専門員は、前項に規定する居宅サービス計画の作成に当たっては、<u>都指定居宅介護支援等基準条例第20条各号</u>に掲げる<u>具体的取組方針</u>に沿って行うものとする。</p>
<p>(協力医療機関等)</p> <p>第103条 (第1項および第2項省略)</p> <p>3 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>、病院等との間の連携および支援の体制を整えなければならない。</p>	<p>(協力医療機関等)</p> <p>第103条 (第1項および第2項省略)</p> <p>3 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との間の連携および支援の体制を整えなければならない。</p>
<p>(管理者)</p> <p>第111条 (第1項省略)</p> <p>2 共同生活住居の管理者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識および経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者または訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。</p> <p>(指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者)</p>	<p>(管理者)</p> <p>第111条 (第1項省略)</p> <p>2 共同生活住居の管理者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識および経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者または訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。</p> <p>(指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者)</p>
<p>第112条 指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者もしくは訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験を有する者または保健医療サービスもしくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。</p> <p>(指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針)</p> <p>第117条 (第1項から第6項まで省略)</p> <p><u>7 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p>	<p>第112条 指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者もしくは訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験を有する者または保健医療サービスもしくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。</p> <p>(指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針)</p> <p>第117条 (第1項から第6項まで省略)</p>

新	旧
<p>(1) <u>身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p>(2) <u>身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u></p> <p>(3) <u>介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</u></p> <p>8 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、自らその提供する指定認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>(協力医療機関等)</p> <p>第125条 (第1項および第2項省略)</p> <p>3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、<u>介護医療院</u>、介護老人保健施設、病院等との間の連携および支援の体制を整えなければならない。</p> <p>(<u>指定</u>居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)</p> <p>第126条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定居宅介護支援事業者またはその従業者に対し、要介護被保険者に対して当該共同生活住居を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。</p> <p>(第2項省略)</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第130条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者が指定地域密着型特定施設ごとに置くべき指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たる従業者(以下「地域密着型特定施設従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 生活相談員 1以上</p> <p>(第2号省略)</p> <p>(3) 機能訓練指導員 1以上</p> <p>(4) 計画作成担当者 1以上</p> <p>(第2項・第3項省略)</p> <p>4 第1項第2号の看護職員および介護職員は、主として指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、看護職員<u>および介護職員のうち</u></p>	<p>7 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、自らその提供する指定認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>(協力医療機関等)</p> <p>第125条 (第1項および第2項省略)</p> <p>3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との間の連携および支援の体制を整えなければならない。</p> <p>(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)</p> <p>第126条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定居宅介護支援事業者またはその従業者に対し、要介護被保険者に対して当該共同生活住居を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。</p> <p>(第2項省略)</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第130条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者が指定地域密着型特定施設ごとに置くべき指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たる従業者(以下「地域密着型特定施設従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 生活相談員 1以上</p> <p>(第2号省略)</p> <p>(3) 機能訓練指導員 1以上</p> <p>(4) 計画作成担当者 1以上</p> <p>4 第1項第2号の看護職員および介護職員は、主として指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、看護職員<u>のうち1人以上お</u></p>

新	旧
<p><u>ちそれぞれ</u> 1人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、サテライト型特定施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>または病院もしくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この章において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型特定施設をいう。以下同じ。）にあっては、常勤換算方法で1以上とする。</p> <p>（第5項および第6項省略）</p> <p>7 第1項第1号、第3号および第4号ならびに前項の規定にかかわらず、サテライト型特定施設の生活相談員、機能訓練指導員または計画作成担当者については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型特定施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>（1） 介護老人保健施設 支援相談員、理学療法士、<u>作業療法士もしくは言語聴覚士</u>または介護支援専門員</p> <p>（2） 病院 介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。）</p> <p>（3） <u>介護医療院 介護支援専門員</u></p> <p>（第8項から第10項まで省略）</p> <p>第132条 （第1項・第2項省略）</p> <p>3 指定地域密着型特定施設は、一時介護室（一時的に利用者をして指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行うための室をいう。以下同じ。）、浴室、便所、食堂および機能訓練室を有しなければならない。ただし、他に利用者を一時的に移して介護を行うための室が確保されている場合にあつては一時介護室を、他に機能訓練を行うために適当な広さの場所が確保することができる場合にあつては機能訓練室を、利用者が同一敷地内にある他の事業所、施設等の浴室および食堂を利用することができる場合にあつては浴室および食堂を設けないことができる。</p> <p>（第4項から第7項省略）</p> <p>（指定地域密着型特定施設入居者生活介護の取扱方針）</p> <p>第138条 （第1項から第5項まで省略）</p> <p><u>6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化</u></p>	<p><u>び介護職員のうち</u> 1人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、サテライト型特定施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設または病院もしくは診療所であつて当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この章において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型特定施設をいう。以下同じ。）にあっては、常勤換算方法で1以上とする。</p> <p>（第5項および第6項省略）</p> <p>7 第1項第1号、第3号および第4号ならびに前項の規定にかかわらず、サテライト型特定施設の生活相談員、機能訓練指導員または計画作成担当者については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型特定施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>（1） 介護老人保健施設 支援相談員、理学療法士 <u>もしくは作業療法士</u>または介護支援専門員</p> <p>（2） 病院 介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。）</p> <p>（第8項から第10項まで省略）</p> <p>第132条 （第1項・第2項省略）</p> <p>3 指定地域密着型特定施設は、一時介護室（一時的に利用者をして指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行うための室をいう。以下同じ。）、浴室、便所、食堂および機能訓練室を有しなければならない。ただし、他に利用者を一時的に移して介護を行うための室が確保されている場合にあつては一時介護室を、他に機能訓練を行うために適当な広さの場所が確保することができる場合にあつては機能訓練室を、利用者が同一敷地内にある他の事業所、施設等の浴室および食堂を利用することができる場合にあつては浴室および食堂を設けないことができる。</p> <p>（第4項から第7項省略）</p> <p>（指定地域密着型特定施設入居者生活介護の取扱方針）</p> <p>第138条 （第1項から第5項まで省略）</p>

新	旧
<p><u>を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p><u>(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u></p> <p><u>(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</u></p> <p>7 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、自らその提供する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第151条 指定地域密着型介護老人福祉施設に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 医師 入所者に対し健康管理および療養上の指導を行うために必要な数 (第2号から第6号省略) (第2項省略)</p> <p>3 指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、指定地域密着型介護老人福祉施設（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（第178条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。以下この<u>項</u>において同じ。）<u>に</u>ユニット型指定介護老人福祉施設（指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号。以下「<u>指定介護老人福祉施設基準</u>」という。）第38条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。以下この<u>項</u>において同じ。）を併設する場合の<u>指定地域密着型介護老人福祉施設およびユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員および看護職員（指定介護老人福祉施設基準第47条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）</u>）または指定地域密着型介護老人福祉施設にユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合の<u>指定地域密着型介護老人福祉施設およびユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設</u>の介護職員および看護職員（第187条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）を除き、入所者の処遇に支障が</p>	<p>旧</p> <p>6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、自らその提供する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第151条 指定地域密着型介護老人福祉施設に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 医師 入所者に対し健康管理および療養上の指導を行うために必要な数 (第2号から第6号省略) (第2項省略)</p> <p>3 指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、指定地域密着型介護老人福祉施設（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（第178条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。以下この<u>条</u>において同じ。）<u>および</u>ユニット型指定介護老人福祉施設（指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生労働省令第39号）第38条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。）を併設する場合または指定地域密着型介護老人福祉施設<u>および</u>ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設場合の介護職員および看護職員（第187条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。</p>

新	旧
<p>ない場合は、この限りでない。</p> <p>4 第1項第1号の規定にかかわらず、サテライト型居住施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設（サテライト型居住施設である指定地域密着型介護老人福祉施設を除く。第8項第1号および第17項、第152条第1項第6号ならびに第180条第1項第3号において同じ。））、<u>介護老人保健施設、介護医療院</u>または病院もしくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この章において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）の医師については、本体施設の医師により当該サテライト型居住施設の入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>（第5項から第7項まで省略）</p> <p>8 第1項第2号および第4号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員または介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>(1) 指定介護老人福祉施設または指定地域密着型介護老人福祉施設 栄養士、機能訓練指導員または介護支援専門員</p> <p>(2) 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士、理学療法士、<u>作業療法士もしくは言語聴覚士</u>または介護支援専門員</p> <p>(3) 病院 栄養士（病床数100以上の病院の場合に限る。）または介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。）</p> <p><u>(4) 介護医療院 栄養士または介護支援専門員</u></p> <p>（第9項から第17項まで省略）</p> <p>（サービス提供困難時の対応）</p> <p>第153条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所申込者が入院治療を必要とする場合その他入所申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院もしくは診療所または介護老人保健施設<u>もしくは介護医療院</u>を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。</p>	<p>4 第1項第1号の規定にかかわらず、サテライト型居住施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設（サテライト型居住施設である指定地域密着型介護老人福祉施設を除く。第8項第1号および第17項、第152条第1項第6号ならびに第180条第1項第3号において同じ。））、介護老人保健施設または病院もしくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この章において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）の医師については、本体施設の医師により当該サテライト型居住施設の入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>（第5項から第7項まで省略）</p> <p>8 第1項第2号および第4号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員または介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>(1) 指定介護老人福祉施設または指定地域密着型介護老人福祉施設 栄養士、機能訓練指導員または介護支援専門員</p> <p>(2) 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士、理学療法士<u>もしくは作業療法士</u>または介護支援専門員</p> <p>(3) 病院 栄養士（病床数100以上の病院の場合に限る。）または介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。）</p> <p>（第9項から第17項まで省略）</p> <p>（サービス提供困難時の対応）</p> <p>第153条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所申込者が入院治療を必要とする場合その他入所申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院もしくは診療所または介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。</p>

新	旧
<p>(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針) 第157条 (第1項から第5項まで省略)</p> <p><u>6 指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p><u>(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u></p> <p><u>(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</u></p> <p>7 指定地域密着型介護老人福祉施設は、自らその提供する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>(入所者の入院期間中の取扱い)</p> <p>第165条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者について、病院または診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後おおむね3月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者およびその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に円滑に入所することができるようにしなければならない。</p> <p><u>(緊急時等の対応)</u></p> <p><u>第165条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第151条第1項第1号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかななければならない。</u></p> <p>(運営規程)</p> <p>第168条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。</p> <p>(1) 施設の目的および運営の方針</p> <p>(2) 従業者の職種、員数および職務の内容</p>	<p>(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針) 第157条 (第1項から第5項まで省略)</p> <p>6 指定地域密着型介護老人福祉施設は、自らその提供する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>(入所者の入院期間中の取扱い)</p> <p>第165条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者について、病院または診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後おおむね3月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者およびその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に円滑に入所することができるようにしなければならない。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第168条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。</p> <p>(1) 施設の目的および運営の方針</p> <p>(2) 従業者の職種、員数および職務の内容</p>

新	旧
<p>(3) 入所定員 (4) 入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の内容および利用料その他の費用の額 (5) 施設の利用に当たっての留意事項 <u>(6) 緊急時等における対応方法</u> <u>(7) 非常災害対策</u> <u>(8) その他施設の運営に関する重要事項</u></p> <p>(この節の趣旨) 第178条 第1節、第3節および前節の規定にかかわらず、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（施設の全部において少数の居室および当該居室に近接して設けられる共同生活室（当該居室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下同じ。）により一体的に構成される場所（以下「ユニット」という。）ごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）の基本方針ならびに設備および運営に関する基準については、この節に定めるところによる。</p> <p>(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針) 第182条 （第1項から第7項まで省略） <u>8 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> <u>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</u> <u>(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u> <u>(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</u> <u>9 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、自らその提供する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</u></p> <p>(運営規程)</p>	<p>(3) 入所定員 (4) 入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の内容および利用料その他の費用の額 (5) 施設の利用に当たっての留意事項</p> <p><u>(6) 非常災害対策</u> <u>(7) その他施設の運営に関する重要事項</u></p> <p>(この節の趣旨) 第178条 第1節、第3節および前節の規定にかかわらず、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（施設の全部において少数の居室および当該居室に近接して設けられる共同生活室（当該居室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下同じ。）により一体的に構成される場所（以下「ユニット」という。）ごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）の基本方針ならびに設備および運営に関する基準については、この節に定めるところによる。</p> <p>(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針) 第182条 （第1項から第7項まで省略） 8 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、自らその提供する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>(運営規程)</p>

新	旧
<p>第186条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1) 施設の目的および運営の方針</p> <p>(2) 従業者の職種、員数および職務の内容</p> <p>(3) 入居定員</p> <p>(4) ユニットの数およびユニットごとの入居定員</p> <p>(5) 入居者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の内容および利用料その他の費用の額</p> <p>(6) 施設の利用に当たっての留意事項</p> <p><u>(7) 緊急時等における対応方法</u></p> <p><u>(8) 非常災害対策</u></p> <p><u>(9) その他施設の運営に関する重要事項</u></p> <p>(従業者の員数等)</p>	<p>第186条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1) 施設の目的および運営の方針</p> <p>(2) 従業者の職種、員数および職務の内容</p> <p>(3) 入居定員</p> <p>(4) ユニットの数およびユニットごとの入居定員</p> <p>(5) 入居者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の内容および利用料その他の費用の額</p> <p>(6) 施設の利用に当たっての留意事項</p> <p><u>(7) 非常災害対策</u></p> <p><u>(8) その他施設の運営に関する重要事項</u></p> <p>(従業者の員数等)</p>
<p>第191条 指定看護小規模多機能型居宅介護の事業を行う者（以下「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者（以下「看護小規模多機能型居宅介護従業者」という。）の員数は、夜間および深夜の時間帯以外の時間帯に指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、常勤換算方法で、通いサービス（登録者（指定看護小規模多機能型居宅介護を利用するために指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた者をいう。以下同じ。）を指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に通わせて行う指定看護小規模多機能型居宅介護事業をいう。以下同じ。）の提供に当たる者をその利用者の数が3またはその端数を増すごとに1以上および訪問サービス（看護小規模多機能型居宅介護従業者が登録者の居宅を訪問し、当該居宅において行う<u>指定看護小規模多機能型居宅介護（第82条第7項に規定する</u>本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所<u>にあっては当該本体事業所に係るサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所および指定地域密着型介護予防サービス基準条例第44条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（第6項において「サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」という。）の登録者、第8項に規定する本体事業所である指定看護小</u></p>	<p>第191条 指定看護小規模多機能型居宅介護の事業を行う者（以下「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者（以下「看護小規模多機能型居宅介護従業者」という。）の員数は、夜間および深夜の時間帯以外の時間帯に指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、常勤換算方法で、通いサービス（登録者（指定看護小規模多機能型居宅介護を利用するために指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた者をいう。以下同じ。）を指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に通わせて行う指定看護小規模多機能型居宅介護事業をいう。以下同じ。）の提供に当たる者をその利用者の数が3またはその端数を増すごとに1以上および訪問サービス（看護小規模多機能型居宅介護従業者が登録者の居宅を訪問し、当該居宅において行う看護小規模多機能型居宅介護（本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所<u>にあっては当該本体事業所に係るサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所またはサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所</u>の登録者の居宅において行う指定看護小規模多機能型居宅介護を含む。）をいう。以下この章において同じ。）の提供に当たる者を2以上とし、夜間および深夜の時間帯を通じて指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる看護小規模多機能</p>

新	旧
<p><u>規模多機能型居宅介護事業所</u>にあつては、当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者ならびに同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に係る同項に規定する本体事業所、当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所および当該本体事業所に係る第82条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定看護小規模多機能型居宅介護を含む。)をいう。以下この章において同じ。)の提供に当たる者を2以上とし、夜間および深夜の時間帯を通じて指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、夜間および深夜の勤務(夜間および深夜の時間帯に行われる勤務(宿直勤務を除く。))をいう。第6項において同じ。)に当たる者を1以上および宿直勤務に当たる者を当該宿直勤務に必要な数以上とする。</p> <p>(第2項から第5項まで省略)</p> <p>6 宿泊サービス(登録者を指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護(第82条第7項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該本体事業所に係るサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所またはサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護および第8項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護を含む。)をいう。以下同じ。)の利用者がいない場合であつて、夜間および深夜の時間帯を通じて利用者に対して訪問サービスを提供するために必要な連絡体制を整備しているときは、第1項の規定にかかわらず、夜間および深夜の時間帯を通じて夜間および深夜の勤務ならびに宿直勤務に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。</p> <p>7 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満</p>	<p>型居宅介護従業者については、夜間および深夜の勤務(夜間および深夜の時間帯に行われる勤務(宿直勤務を除く。))をいう。第6項において同じ。)に当たる者を1以上および宿直勤務に当たる者を当該宿直勤務に必要な数以上とする。</p> <p>(第2項から第5項まで省略)</p> <p>6 宿泊サービス(登録者を指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護(本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該本体事業所に係るサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所またはサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護を含む。)をいう。以下同じ。)の利用者がいない場合であつて、夜間および深夜の時間帯を通じて利用者に対して訪問サービスを提供するために必要な連絡体制を整備しているときは、第1項の規定にかかわらず、夜間および深夜の時間帯を通じて夜間および深夜の勤務ならびに宿直勤務に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。</p> <p>7 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満</p>

新	旧
<p>たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該看護小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p> <p>(1) 指定認知症対応型共同生活介護事業所 (2) 指定地域密着型特定施設 (3) 指定地域密着型介護老人福祉施設 (4) 指定介護療養型医療施設（医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。） <u>(5) 介護医療院</u></p> <p><u>8 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（利用者またはその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応し、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にある指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療または福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営され、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にあるものをいう。以下同じ。）に置くべき訪問サービスの提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、2人以上とすることができる。</u></p> <p><u>9 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、夜間および深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間および深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。</u></p> <p><u>10 第4項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、看護職員の員数は常勤換算方法で1以上とする。</u></p>	<p>たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該看護小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p> <p>(1) 指定認知症対応型共同生活介護事業所 (2) 指定地域密着型特定施設 (3) 指定地域密着型介護老人福祉施設 (4) 指定介護療養型医療施設（医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）</p>

新	旧
<p>11 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係る居宅サービス計画および看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、または当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前項各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p>	<p>8 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係る居宅サービス計画および看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、または当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前項各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p>
<p>12 前項の介護支援専門員は、別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者でなければならない。</p>	<p>9 前項の介護支援専門員は、別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者でなければならない。</p>
<p>13 <u>第11項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対して居宅サービス計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する前項の別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者（第199条において「研修修了者」という。）を置くことができる。</u></p>	
<p>14 指定複合型サービス事業者（指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス（以下「指定複合型サービス」という。）の事業を行う者をいう。以下同じ。）が指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業と指定訪問看護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合に、都指定居宅サービス等基準条例第64条第1項第1号イに規定する人員に関する基準を満たすとき（同条第3項の規定により同条第1項第1号イおよび第2号に規定する基準を満たしているものとみなされているときおよび第6条第12項の規定により同条第1項第4号アに規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。）は、当該指定複合型サービス事業者は、第4項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 （管理者）</p>	<p>10 指定複合型サービス事業者（指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス（以下「指定複合型サービス」という。）の事業を行う者をいう。以下同じ。）が指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業と指定訪問看護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合に、都指定居宅サービス等基準条例第64条第1項第1号イに規定する人員に関する基準を満たすとき（同条第3項の規定により同条第1項第1号イおよび第2号に規定する基準を満たしているものとみなされているときおよび第6条第12項の規定により同条第1項第4号アに規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。）は、当該指定複合型サービス事業者は、第4項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 （管理者）</p>
<p>第192条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、または同一敷地内にある他の事業所、施設等もしくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第7項各号に掲げる施設等の職務</p>	<p>第192条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、または同一敷地内にある他の事業所、施設等もしくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第7項各号に掲げる施設等の職務</p>

新	旧								
<p>に従事することができる。</p> <p><u>2 前項本文の規定にかかわらず、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、本体事業所の管理者をもって充てることができる。</u></p> <p><u>3 第1項</u>の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者もしくは訪問介護員等として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの、または保健師もしくは看護師でなければならない。</p> <p>(指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者)</p> <p>第193条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（指定複合型サービスの事業を行う事業所をいう。）等の従業者、訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者もしくは保健医療サービスもしくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの、または保健師もしくは看護師でなければならない。</p> <p>(登録定員および利用定員)</p> <p>第194条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、その登録定員（登録者の数の上限をいう。以下この章において同じ。）を29人（<u>サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>にあっては、18人）以下とする。</p> <p>2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、次に掲げる範囲内において、通いサービスおよび宿泊サービスの利用定員（当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所におけるサービスごとの1日当たりの利用者の数の上限をいう。以下この章において同じ。）を定めるものとする。</p> <p>(1) 通いサービス 登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては<u>登録定員</u>に応じて、次の表に定める利用定員、<u>サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>にあっては12人）まで</p> <table border="1" data-bbox="183 1353 1066 1433"> <thead> <tr> <th>登録定員</th> <th>利用定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>26人または27人</td> <td>16人</td> </tr> </tbody> </table>	登録定員	利用定員	26人または27人	16人	<p>に従事することができる。</p> <p><u>2 前項</u>の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者もしくは訪問介護員等として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であつて、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの、または保健師もしくは看護師でなければならない。</p> <p>(指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者)</p> <p>第193条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（指定複合型サービスの事業を行う事業所をいう。）等の従業者、訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者もしくは保健医療サービスもしくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であつて、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの、または保健師もしくは看護師でなければならない。</p> <p>(登録定員および利用定員)</p> <p>第194条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、その登録定員（登録者の数の上限をいう。以下この章において同じ。）を29人以下とする。</p> <p>2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、次に掲げる範囲内において、通いサービスおよび宿泊サービスの利用定員（当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所におけるサービスごとの1日当たりの利用者の数の上限をいう。以下この章において同じ。）を定めるものとする。</p> <p>(1) 通いサービス 登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、<u>登録定員</u>に応じて、次の表に定める利用定員）まで</p> <table border="1" data-bbox="1169 1353 2051 1433"> <thead> <tr> <th>登録定員</th> <th>利用定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>26人または27人</td> <td>16人</td> </tr> </tbody> </table>	登録定員	利用定員	26人または27人	16人
登録定員	利用定員								
26人または27人	16人								
登録定員	利用定員								
26人または27人	16人								

新		旧	
28人	17人	28人	17人
29人	18人	29人	18人
<p>(2) 宿泊サービス 通いサービスの利用定員の3分の1から9人 <u>(サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、6人)</u> まで (設備および備品等)</p> <p>第195条 (第1項省略)</p> <p>2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 居間および食堂 居間および食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。</p> <p>(2) 宿泊室</p> <p>ア 一の宿泊室の定員は、1人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができる。</p> <p>イ 一の宿泊室の床面積は、7.43平方メートル以上としなければならない。ただし、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が病院または診療所である場合であつて定員が1人である宿泊室の床面積については、6.4平方メートル以上とすることができる。</p> <p>ウ アおよびイを満たす宿泊室(以下この号において「個室」という。)以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を合計した面積は、おおむね7.43平方メートルに宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じた数を乗じて得た面積以上とするものとし、その構造は利用者のプライバシーが確保されたものでなければならない。</p> <p>エ プライバシーが確保された居間については、ウの個室以外の宿泊室の面積に含めることができる。</p> <p><u>オ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が診療所である場合であつて、当該指定看護小規模多機能型居宅介護の利用者へのサービスの提供に支障がない場合には、当該診療所が有する病床については、宿泊室を兼用することができる。</u></p> <p>(第3項および第4項省略)</p> <p>(看護小規模多機能型居宅介護計画および看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成)</p> <p>第199条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、介護支援専門員 <u>(第191条第13項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト</u></p>		<p>(2) 宿泊サービス 通いサービスの利用定員の3分の1から9人まで (設備および備品等)</p> <p>第195条 (第1項省略)</p> <p>2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 居間および食堂 居間および食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。</p> <p>(2) 宿泊室</p> <p>ア 一の宿泊室の定員は、1人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができる。</p> <p>イ 一の宿泊室の床面積は、7.43平方メートル以上としなければならない。ただし、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が病院または診療所である場合であつて定員が1人である宿泊室の床面積については、6.4平方メートル以上とすることができる。</p> <p>ウ アおよびイを満たす宿泊室(以下この号において「個室」という。)以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を合計した面積は、おおむね7.43平方メートルに宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じた数を乗じて得た面積以上とするものとし、その構造は利用者のプライバシーが確保されたものでなければならない。</p> <p>エ プライバシーが確保された居間については、ウの個室以外の宿泊室の面積に含めることができる。</p> <p>(第3項および第4項省略)</p> <p>(看護小規模多機能型居宅介護計画および看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成)</p> <p>第199条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、介護支援専門員に看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に関する業務を、看護師等(准看</p>	

新	旧
<p><u>型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>にあつては、<u>研修修了者</u>。以下この条において同じ。)に看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に関する業務を、看護師等(准看護師を除く。第9項において同じ。)に看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成に関する業務を担当させるものとする。</p> <p>(第2項から第10項まで省略)</p> <p>(準用)</p> <p>第202条 第9条から第13条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第40条、第41条、第59条の11、第59条の13、第59条の16、第59条の17、第87条から第90条まで、第93条から第95条まで、第97条、第98条、第100条から第104条までおよび第106条の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第202条において準用する第100条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第59条の13中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービスおよび宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、<u>第87条中「第82条第12項」とあるのは「第191条第13項」と</u>、第89条および第97条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第106条中「第82条第6項」とあるのは「第191条第7項各号」と読み替えるものとする。</p> <p>(指定地域密着型サービス事業者の指定の要件)</p> <p>第205条 法第78条の2第4項第1号の条例で定める者は、法人<u>または病床を有する診療所を開設している者(指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の指定を受けようとする者に限る。)</u>とする。</p> <p>付 則 (制定付則)</p>	<p>護師を除く。第9項において同じ。)に看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成に関する業務を担当させるものとする。</p> <p>(第2項から第10項まで省略)</p> <p>(準用)</p> <p>第202条 第9条から第13条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第40条、第41条、第59条の11、第59条の13、第59条の16、第59条の17、第87条から第90条まで、第93条から第95条まで、第97条、第98条、第100条から第104条までおよび第106条の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第202条において準用する第100条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第59条の13中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービスおよび宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第89条および第97条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第106条中「第82条第6項」とあるのは「第191条第7項各号」と読み替えるものとする。</p> <p>(指定地域密着型サービス事業者の指定の要件)</p> <p>第205条 法第78条の2第4項第1号の条例で定める者は、法人とする。</p> <p>付 則 (制定付則)</p>

新	旧
<p>1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。</p> <p>2 介護保険法施行令等の一部を改正する政令（平成18年政令第154号）附則第3条の規定により指定認知症対応型通所介護事業者とみなされた者に係る第62条第2項および第66条第2項の規定の適用については、第62条第2項中「者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの」とあるのは「者」と、第66条第2項中「者であって、第62条第2項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの」とあるのは「者」とする。</p> <p>3 一般病床、精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床に係るものに限る。以下この項および付則第5項において同じ。）または療養病床を有する病院の一般病床、精神病床または療養病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床または療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所または入居させるための施設の用に供することをいう。）し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂および機能訓練室については、第152条第1項第7号アの規定にかかわらず、食堂は、1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、40平方メートル以上の面積を有しなければならない。ただし、食事の提供または機能訓練を行う場合において、当該食事の提供または機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。</p> <p>4 一般病床または療養病床を有する診療所の一般病床または療養病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該診療所の一般病床または療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所または入居させるための施設の用に供することをいう。）し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂および機能訓練室については、第152条第1項第7号アの規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。</p> <p>(1) 食堂および機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とす</p>	<p>1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。</p> <p>2 介護保険法施行令等の一部を改正する政令（平成18年政令第154号）附則第3条の規定により指定認知症対応型通所介護事業者とみなされた者に係る第62条第2項および第66条第2項の規定の適用については、第62条第2項中「者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの」とあるのは「者」と、第66条第2項中「者であって、第62条第2項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの」とあるのは「者」とする。</p> <p>3 一般病床、精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床に係るものに限る。以下この項および付則第5項において同じ。）または療養病床を有する病院の一般病床、精神病床または療養病床を平成30年3月31日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床または療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所または入居させるための施設の用に供することをいう。）し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂および機能訓練室については、第152条第1項第7号アの規定にかかわらず、食堂は、1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、40平方メートル以上の面積を有しなければならない。ただし、食事の提供または機能訓練を行う場合において、当該食事の提供または機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。</p> <p>4 一般病床または療養病床を有する診療所の一般病床または療養病床を平成30年3月31日までの間に転換（当該診療所の一般病床または療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所または入居させるための施設の用に供することをいう。）し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂および機能訓練室については、第152条第1項第7号アの規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。</p> <p>(1) 食堂および機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とす</p>

新	旧
<p>ること。ただし、食事の提供または機能訓練を行う場合において、当該食事の提供または機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができること。</p> <p>(2) 食堂は、1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、40平方メートル以上の面積を有すること。ただし、食事の提供または機能訓練を行う場合において、当該食事の提供または機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができること。</p> <p>5 一般病床、精神病床もしくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床もしくは療養病床または一般病床もしくは療養病床を有する診療所の一般病床もしくは療養病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床もしくは療養病床または当該診療所の一般病床もしくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院または診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所または入居させるための施設の用に供することをいう。）し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、第152条第1項第8号および第180条第1項第4号の規定にかかわらず、当該転換に係る廊下の幅については、1.2メートル以上とする。ただし、中廊下の幅は、1.6メートル以上とする。</p> <p><u>6 第130条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院または病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等または当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の療養病床等または当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所または入居させるための施設の用に供することをいう。次項において同じ。）を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定地域密着型特定施設（介護老人保健施設、介護医療院または病院もしくは診療所に併設される指定地域密着型特定施設をいう。以下この項および次項において同じ。）の生活相談員、機能訓練指導員および計画作成担当者の員数の基準は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 機能訓練指導員 併設される介護老人保健施設、介護医療院または病院もしくは診療所の理学療法士、作業療法士または言語聴覚士により当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われる</u></p>	<p>ること。ただし、食事の提供または機能訓練を行う場合において、当該食事の提供または機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができること。</p> <p>(2) 食堂は、1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、40平方メートル以上の面積を有すること。ただし、食事の提供または機能訓練を行う場合において、当該食事の提供または機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができること。</p> <p>5 一般病床、精神病床もしくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床もしくは療養病床または一般病床もしくは療養病床を有する診療所の一般病床もしくは療養病床を平成30年3月31日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床もしくは療養病床または当該診療所の一般病床もしくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院または診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所または入居させるための施設の用に供することをいう。）し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、第152条第1項第8号および第180条第1項第4号の規定にかかわらず、当該転換に係る廊下の幅については、1.2メートル以上とする。ただし、中廊下の幅は、1.6メートル以上とする。</p>

新	旧
<p><u>と認められるときは、置かないことができる。</u></p> <p><u>(2) 生活相談員または計画作成担当者 当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の実情に応じた適当数</u></p> <p><u>7 第132条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院または病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等または当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定地域密着型特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院または病院もしくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設に浴室、便所および食堂を設けないことができる。</u></p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>この条例は、平成30年4月1日から施行する。</u></p>	

新旧対照表

○品川区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例

新	旧
<p>(従業者の員数)</p> <p>第5条 単独型指定介護予防認知症対応型通所介護(特別養護老人ホーム等(特別養護老人ホーム(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。))、同法第20条の4に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>、社会福祉施設または特定施設に併設されていない事業所において行われる指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。))の事業を行う者および併設型指定介護予防認知症対応型通所介護(特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において行われる指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。))の事業を行う者(以下「単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者」という。))が当該事業を行う事業所(以下「単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所」という。))ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。</p> <p>(第1号から第3号まで省略)</p> <p>(第2項および第3項省略)</p> <p>4 前3項の単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の単位は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護であってその提供が同時に1または複数の利用者(当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者(<u>品川区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営の基準等に関する条例</u>(平成25年品川区条例第15号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。))第61条1項に規定する単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。))の指定を併せて受け、かつ、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と単独型・併設型指定認知症対応型通所介護(同項第1号に規定する単独型・併設型指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。))の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護または単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の利用者。以下この条において同じ。))に対して一体的に行われるものをいい、その利用定員(当</p>	<p>(従業者の員数)</p> <p>第5条 単独型指定介護予防認知症対応型通所介護(特別養護老人ホーム等(特別養護老人ホーム(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。))、同法第20条の4に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、社会福祉施設または特定施設に併設されていない事業所において行われる指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。))の事業を行う者および併設型指定介護予防認知症対応型通所介護(特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において行われる指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。))の事業を行う者(以下「単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者」という。))が当該事業を行う事業所(以下「単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所」という。))ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。</p> <p>(第1号から第3号まで省略)</p> <p>(第2項および第3項省略)</p> <p>4 前3項の単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の単位は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護であってその提供が同時に1または複数の利用者(当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者(<u>品川区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に係る基準等に関する条例</u>(平成25年品川区条例第15号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。))第61条1項に規定する単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。))の指定を併せて受け、かつ、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と単独型・併設型指定認知症対応型通所介護(同項第1号に規定する単独型・併設型指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。))の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護または単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の利用者。以下この条において同じ。))に対して一体的に行われるものをいい、その利</p>

新	旧						
<p>該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において同時に単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。第7条第2項第1号アにおいて同じ。)を12人以下とする。 (第5項から第7項まで省略)</p>	<p>用定員(当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において同時に単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。第7条第2項第1号アにおいて同じ。)を12人以下とする。 (第5項から第7項まで省略)</p>						
<p>(利用定員等) 第9条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の利用定員(当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。)は、指定認知症対応型共同生活介護事業所または指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居(法第8条第20項または法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。)ごとに、指定地域密着型特定施設または指定地域密着型介護老人福祉施設(ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設(指定地域密着型サービス基準条例第178条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。))を除く。)においては施設ごとに1日当たり3人以下とし、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が1日当たり12人以下となる数とする。 (第2項省略)</p>	<p>(利用定員等) 第9条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の利用定員(当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。)は、指定認知症対応型共同生活介護事業所または指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居(法第8条第20項または法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。)ごとに、指定地域密着型特定施設または指定地域密着型介護老人福祉施設においては施設ごとに1日当たり3人以下とする。 (第2項省略)</p>						
<p>(従業者の員数等) 第44条 (第1項から第5項まで省略) 6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p>	<p>(従業者の員数等) 第44条 (第1項から第5項まで省略) 6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p>						
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="185 1316 454 1428">当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲</td> <td data-bbox="454 1316 853 1428">指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福</td> <td data-bbox="853 1316 1066 1428">介護職員</td> </tr> </table>	当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福	介護職員	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1171 1316 1440 1428">当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲</td> <td data-bbox="1440 1316 1839 1428">指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福</td> <td data-bbox="1839 1316 2051 1428">介護職員</td> </tr> </table>	当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福	介護職員
当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福	介護職員					
当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福	介護職員					

新			旧		
げる施設等のいずれかが併設されている場合	祉施設、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。） <u>または介護医療院</u>		げる施設等のいずれかが併設されている場合	祉施設 <u>または</u> 指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）	
当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合	前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定地域密着型通所介護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設または介護老人保健施設	看護師または准看護師	当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合	前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定地域密着型通所介護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設または介護老人保健施設	看護師または准看護師

(第7項から第13項まで省略)

(管理者)

第45条 (第1項および第2項省略)

3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（指定地域密着型サービス基準条例第193条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者または訪問介護員等

（介護福祉士または法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第72条第2項および第73条において同じ。）として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の代表者）

第46条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者もしくは訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者または保健医療サービスも

(第7項から第13項まで省略)

(管理者)

第45条 (第1項および第2項省略)

3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（指定地域密着型サービス基準条例第193条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者または訪問介護員等（介護福祉士または法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第72条第2項および第73条において同じ。）として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の代表者）

第46条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者もしくは訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者または保健医療サービスもしくは福祉サ

新	旧
<p>しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。</p> <p>(協力医療機関等)</p> <p>第60条 (第1項および第2項省略)</p> <p>3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>、病院等との間の連携および支援の体制を整えなければならない。</p> <p>(管理者)</p> <p>第72条 (省略)</p> <p>2 共同生活住居の管理者は、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識および経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者または訪問介護員等として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。</p> <p>(指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の代表者)</p> <p>第73条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者もしくは訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者または保健医療サービスもしくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。</p> <p>(身体的拘束等の禁止)</p> <p>第78条 (第1項および第2項省略)</p> <p><u>3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周</u></p>	<p>サービスの経営に携わった経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。</p> <p>(協力医療機関等)</p> <p>第60条 (第1項および第2項省略)</p> <p>3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との間の連携および支援の体制を整えなければならない。</p> <p>(管理者)</p> <p>第72条 (省略)</p> <p>2 共同生活住居の管理者は、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識および経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者または訪問介護員等として<u>3</u>年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。</p> <p>(指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の代表者)</p> <p>第73条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者もしくは訪問介護員等として、<u>認知症</u>である者の介護に従事した経験を有する者または保健医療サービスもしくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。</p> <p>(身体的拘束等の禁止)</p> <p>第78条 (第1項および第2項省略)</p>

新	旧
<p><u>知徹底を図ること。</u></p> <p><u>(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u></p> <p><u>(3) 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</u></p> <p>(協力医療機関等)</p> <p>第83条 (第1項および第2項省略)</p> <p>3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>、病院等との間の連携および支援の体制を整えなければならない。</p> <p>以下略</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>この条例は、平成30年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(協力医療機関等)</p> <p>第83条 (第1項および第2項省略)</p> <p>3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との間の連携および支援の体制を整えなければならない。</p> <p>以下略</p>